○経済産業省告示第三十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成三十年三月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成三十年三月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	（変更後）	（変更前）
403313	坪田　修	山本　修

○経済産業省告示第三十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成三十年三月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成三十年三月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏　名
404343	上西　洋一

○経済産業省告示第三十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成三十年三月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成三十年三月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏　名	登録番号	氏　名
105900	谷川　幸男	400907	土井浩多郎
400917	後藤　誠	400943	奥谷　義典
400944	川浪　宏之	400960	千田　貴幸
400996	田辺　久夫	401008	野口　崇
401010	白木久美子	401036	堀上　郁夫
401043	榎原　修治	401049	井上　晃
401057	佐藤　剛	401059	中野　貴弘
401060	安藤　正浩	401067	児玉　信一
401070	樋口　保隆	401072	角　杉信
401127	尾嶋　好美	401157	横谷　秀克
401161	小松　俊幸	401185	魚野剣太郎
401186	浅野　茂	401192	太田　稔人
401203	河村　剛	401205	丸本　美和
401212	江野　靖夫	401213	衛藤　和彦
401217	黒岩　圭一	401232	新宮真由美
401237	黄金井一秀	401247	小林　孝司
401252	礒　千晴	401259	川島　吉弘
401260	高井新太郎	401264	橘　昌宏
401265	堀口　大典	401276	武藤　達雄
401289	榎本　晃	401301	徳本　正男
405295	紺野淳一郎	410735	福岡　雅樹
410739	長谷川塚人	410748	金子　能久
410781	齋藤　知基	410791	山本　正浩
410797	村上　知子	410807	和田　等
410810	難波　和行		

○経済産業省告示第四十号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十二項の規定に基づき、経済産業省、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は全国中小企業団体中央会から交付する平成二十九年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成三十年三月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　経済産業省から交付する特定補助金等

グローバル企業展開・イノベーション促進事業（ＪＡＰＡＮブランド育成支援事業）に係る補助金

二　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する特定補助金等

ＡＩシステム共同開発支援事業に係る補助金

三　全国中小企業団体中央会から交付する特定補助金等

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金

○経済産業省告示第四十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十九年経済産業省告示第二百二十五号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成三十年三月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域	指定の期間
平成二十九年台風第十八号による災害	大分県	平成二十九年九月十七日から平成三十年六月二十五日まで
	佐伯市	
	津久見市	

○国土交通省告示第四百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十年三月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川北上川水系旧北上川河口部改修工事（左岸：宮城県石巻市大瓜字宿前地内から同市大瓜字上大塚前地先河川敷地まで及び右岸：宮城県石巻市雲雀野町一丁目地先河川敷地から同市大橋二丁目地先河川敷地まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県石巻市大瓜字宿前、字山崎、字下小塚及び字上小塚、雲雀野町一丁目、南浜町一丁目、門脇町三丁目、門脇町二丁目、門脇町一丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、住吉町一丁目並びに住吉町二丁目地内

宮城県石巻市大瓜字上大塚前地先河川敷地、雲雀野町一丁目地先河川敷地、南浜町一丁目地先河川敷地、門脇町三丁目地先河川敷地、門脇町一丁目地先河川敷地、門脇町一丁目地先河川敷地、中央一丁目地先河川敷地、中央二丁目地先河川敷地、中央三丁目地先河川敷地、住吉町一丁目地先河川敷地、住吉町二丁目地先河川敷地及び大橋二丁目地先河川敷地

２　使用の部分　宮城県石巻市大瓜字上小塚、門脇町三丁目、門脇町二丁目、門脇町一丁目、中央二丁目、住吉町一丁目、住吉町二丁目及び大橋二丁目地内

宮城県石巻市大橋二丁目地先河川敷地

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一級河川北上川水系旧北上川河口部改修工事並びにこれに伴う県道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、宮城県石巻市魚町一丁目地先河川敷地から南境字竹下地内までの一級河川北上川水系旧北上川（以下単に「旧北上川」という。）左岸の延長8.6kmの区間及び雲雀野町一丁目地先河川敷地から蛇田字曽波山地内までの旧北上川右岸の延長9.3kmの区間（以下「本件区間」という。）における河川改修工事並びにこれに伴う県道及び市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川北上川水系旧北上川河口部改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される県道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、それぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道及び同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。